

青森県報

第二千八百三十七号

平成十九年
九月二十六日
(水曜日)

目次

規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則……………(都市計画課) ……一

告 示

保安林の指定……………(林政課) ……一

保安林の指定解除予定……………(同) ……二

道路の指定……………(建築住宅課) ……二

公 告

砂利採取業務主任者試験の施行……………(河川砂防課) ……二

開発行為に関する工事の完了……………(建築住宅課) ……三

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任及び退任……………(東青地 民局) ……三

土地改良区の役員の退任……………(中 南 地 民局) ……四

土地改良区の役員の就任及び退任……………(同) ……四

右 同……………(同) ……四

右 同……………(西 北 地 民局) ……五

土地改良事業の工事の完了……………(同) ……五

右 同……………(同) ……六

規 則

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第七十八号

青森県景観条例施行規則の一部を改正する規則

青森県景観条例施行規則(平成八年三月青森県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告 示

青森県告示第六百七十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十二条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

青森市大字荒川字寒水沢一の六

二 保安林指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び青森市役所に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第六百七十八号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十九年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除予定保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字小童子山一の二六六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 保安林を解除しようとする理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を青森県農林水産部林政課及び深浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第六百七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二條第一項第四号の規定により、次のとおり道路を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課及び三沢市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

区 間	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
三沢市中央町二丁目七の二から 三沢市中央町二丁目七の三まで	三六・三三メ 一トル	三〇・〇〇メ	平成 一九・九・三
三沢市中央町二丁目七の二から 三沢市中央町二丁目七の三まで	二六・九三メ 一トル	二〇・六七メ	"
三沢市中央町二丁目六の一から 三沢市中央町二丁目六の二四まで	三八・四七メ 一トル	三〇・〇〇メ	"

公 告

砂利採取業務主任者試験の施行

平成十九年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり施行するので、砂利採取業者の登録等に関する規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日 平成十九年十一月九日（金）午前十時から正午まで

- 2 場所 青森市安方一丁目一の四

青森県観光物産館「アスパム」五階 会議室「あすなる」

二 試験科目等

試験は、筆記による試験とし、その試験科目は次に掲げる事項とする。

- 1 砂利の採取に関する法令

- 2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

三 受験願書の受付期間
 平成十九年十月一日から同月十九日まで（郵送の場合は同月十九日付け消印のあるものまで有効とする。）

四 受験願書の提出先
 青森市長島一丁目一の
 青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類
 1 受験願書 一通
 2 履歴書 一通
 3 写真 一枚（写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）

六 受験手数料
 七千六百元（青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。）

七 その他
 受験願書及び履歴書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課で配布する。（郵送を希望する場合は、返送先を明記した返信用封筒に、八十円分の切手を貼り付けたものを同封すること。）

後日、受験者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
三沢市前平一丁目三の八から三の〇まで、八の九から八の二まで、九の〇から九の九まで、一〇の二から一〇の六まで及び一一の〇から一一の五まで（第四工区、第五工区）	三沢市桜町一丁目一の三八 三沢市土地開発公社

十和田市大字洞内字樋口七八の四四、七八の一四一及び七八の一四七から七八の一六〇まで（第一工区）	十和田市東二十三番町一番一号 株式会社 不動産センター十和田
三沢市深谷二丁目一七八の一、一七八の一四、一七八の一六、一八三の一、一八五の一及び一八五の五から一八五の一〇まで	三沢市深谷二丁目一七八の一 山本 ソノ

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青森南部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	秋元 實	青森市大字荒川字筒井三八	平成 一 九 ・ 四 ・ 二 就 任
"	川村 輝美	大字八ツ役字芦谷一六一	"
"	手塚 憲一	大字浪館字平岡一三三	"
"	長崎 敏昭	大字大野字若宮五六の一	"
"	工藤 武一	" 三三八	"
監 事	山田 芳一	大字荒川字柴田一七の一	"
"	佐藤 信一	奥野四丁目一五の三二	"
理 事	川村 彰一	大字荒川字松尾六九	一 九 ・ 四 ・ 二 退 任
"	秋元 實	" 字筒井三八	"
"	手塚 憲一	大字浪館字平岡一三三	"
"	川村 輝美	大字八ツ役字芦谷一六一	"

監事	長崎 敏昭	大字大野字若宮五六の一	
	山田 芳一	大字荒川字柴田一七の一	
	佐藤 信一	奥野四丁目一五の三一	

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

中南地域県民局長 九戸 眞 樹

役員別	氏名	住 所	退任の年月日
理事	三上 鉄雄	中津軽郡西目屋村大字杉ヶ沢字平岡一五九	平成一九・一・二〇

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、弘前市和徳土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

中南地域県民局長 九戸 眞 樹

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	阿保 峰雄	弘前市大字撫牛子三丁目一の一七	平成一九・四・七就任
	柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	
	佐藤 貢	六六の一	

佐藤 公治	大字清野袋四丁目三の一〇	
三浦 一志	大字悪戸字中野四の一	
小田桐義文	大字撫牛子五丁目三の八	
阿保 峰雄	大字撫牛子三丁目一の七	
柴谷 幸一	大字津賀野字宮崎七一	
佐藤千代春	大字百田字岡本二二三の三	
長谷川謙一	大字向外瀬五丁目五の一	
佐藤 公治	大字清野袋四丁目三の一〇	
三浦 一志	大字悪戸字中野四の一	

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、鬼沢榎木土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

中南地域県民局長 九戸 眞 樹

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	藤田 光男	弘前市大字鬼沢字猿沢七〇の二〇	平成一九・六・七就任
	小山 信作	字山ノ越二二六の二	
	藤田 吉広	字猿沢一一七	
	神 道徳	字後田一六五の四	
	須藤 辰雄	字山ノ越四八の一	
	角田 重雄	大字榎木字牧野二二七の三	
	千葉 昭則	字用田六三の一	
	千葉 徳英	字牧野一一	
	藤田 国美	大字鬼沢字猿沢一〇五の二	
	鳴海 平内	字山ノ越七九の二	
監事	小山内 豊	大字榎木字用田二二八	

理事	神 須藤 久助	大字鬼沢字高蒲沢九一の一	一九・六・六退任
"	須藤 辰雄	" 字山ノ越四八の一	"
"	小山 信作	" 字山ノ越二二六の二	"
"	藤田 吉広	" 字猿沢一一七	"
"	神 道徳	" 字後田一六五の四	"
"	藤田 光男	" 字猿沢七〇の二〇	"
"	角田 重雄	大字榎木字牧野二二七の三	"
"	泉田雄三郎	" 字用田七四の三	"
"	千葉 徳英	" 字牧野一一	"
"	藤田 国美	大字鬼沢字猿沢一〇五の二	"
監事	藤田 高男	" 字高蒲沢八三	"
"	小山内 豊	大字榎木字用田二二八	"
"	鳴海 平内	大字鬼沢字山ノ越七九の二	"

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、板柳東部土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

西北地域県民局長 神 豊 勝

役員別	氏名	住 所	就任及び退任の年月日
理事	山内 金男	北津軽郡板柳町大字滝井字川崎四二	平成一九・六・二就任
"	久米田栄一	北津軽郡板柳町大字常海橋字松枝三九の一	"
"	斎藤 博文	北津軽郡板柳町大字五林平字三宅一五の二	"
"	成田 清行	北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二	"
"	高橋 洋美	北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字沼田一一五	"

監事	関 常治	五所川原市大字中泉字松枝一一四	"
"	福士 孝一	北津軽郡板柳町大字常海橋字俵元四三	"
理事	成田 清行	北津軽郡板柳町大字牡丹森字鴨泊一八五の二	一九・六・二退任
"	久米田栄一	北津軽郡板柳町大字常海橋字松枝三九の一	"
"	山内 金男	北津軽郡板柳町大字滝井字川崎四二	"
"	大谷 浩二	北津軽郡板柳町大字五林平字細田一九二の一	"
"	高橋 洋美	北津軽郡鶴田町大字瀬良沢字沼田一一五	"
監事	関 常治	五所川原市大字中泉字松枝一一四	"
"	福士 孝一	北津軽郡板柳町大字常海橋字俵元四三	"

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

西北地域県民局長 神 豊 勝

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十八年災農地災害復旧事業	鱈ヶ沢町	平成一九・六・一五
"	"	一九・六・二
"	"	一九・六・六
十八年災農業用施設災害復旧事業	"	一九・五・三
"	"	一九・五・二

"	八 一 〇 三	"	一 九 〇 二 元
---	---------	---	-----------

土地改良事業の完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十九年九月二十六日

西北地域県民局長 神 豊 勝

地区名	県営土地改良事業の名称	工完了年月日
大 泊	ため池等整備事業	平成一八・二・八
白 山	"	一八・一・三
板柳中部	緊急農地集積ほ場整備事業	一八・二・二〇
米 元	農免農道整備事業	一九・一・三
中野尻	一般農道整備事業	一八・一〇・二
森 田	農村総合整備事業	一八・二・八

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七七
号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭